令和3年4月から

精神障害のある方の通院医療費の負担軽減

が始まります

新たに精神障害者保健福祉手帳 1級所持者 (自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る)



の方が対象となります。

重度の精神障害のある方を対象に、通院医療費の自己負担額の一部を助成し、負担の軽 減を図り、安定した地域生活・定期的な受診による重症化防止を目的とする制度です。

当制度は、令和3年4月1日以降(広島市は令和4年2月1日以降)の医療費から対象 です。

対象者	対象医療	一部負担金の助成
精神障害者保健福祉手帳1級所持者	医療保険が適用される医療等	保険医療機関ごとに
(自立支援医療受給者証[精神通院]所持者に限る)	(通院に限る)	1日につき 200 円
※所得制限があります	※訪問看護,柔道整復師,あん摩	(ただし,1か月に4回まで
対象となる方の属する世帯等の合計所得金額に	マッサージ指圧師,はり師,きゅう	の支払額を限度とする。)
より判定します。	師による施術も含みます。	院外処方は,負担なし。

- ※一部負担金は、市町により異なりますので、お問い合わせの際に御確認ください。
- ■事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定(受給者証の交付)を受ける必要があります。
- ※申請に必要なもの
 - ◎加入している健康保険証
 - ◎精神障害者保健福祉手帳(1級), 自立支援医療受給者証(精神通院)
 - ◎印鑑.所得を証明する書類(転入された場合など)等

▶医療機関の皆さまへ

- ■<u>当制度の受給者証は</u>,全市町,白色に統一しています。
- ■一部負担金は、通院医療のみ対象です。

(市町により受給者証の表題・レイアウトが若干異なります。)

【受給者証の確認を必ずお願いします。】

※受給者証の交付開始時期は、市町により異なりますので、 詳細は、市町の担当窓口へお問い合わせください。

注: 当制度の受給者については、広島市及び海田町の独自医療費助成制度 (法別番号93)は、使用できなくなります。

広島県 障害者支援課 自立就労グループ 電話 082-513-3155

お住いの市町の担当窓口、裏面をご覧ください。



受付



県または 市町へ お問い合わせ

ください

市町問い合わせ一覧

市町	担当部署	電話番号	受給者証申請交付受付予定	
広島市	中区 福祉課障害福祉係	082-504-2588		
	東区 "	082-568-7734		
	南区 "	082-250-4132	令和4年2月	
	西区 "	082-294-6346		
	安佐南区 "	082-831-4946		
	安佐北区 "	082-819-0608		
	安芸区 "	082-821-2816		
	佐伯区 "	082-943-9769		
呉市	障害福祉課	0823-25-3135	令和3年4月	
竹原市	健康福祉課	0846-22-7157	令和3年8月	
三原市	社会福祉課	0848-67-6060	令和3年7月	
尾道市	社会福祉課	0848-38-9125	令和3年4月	
福山市	障がい福祉課	084-928-1063	令和3年4月	
府中市	健康推進課	0847-47-1310	令和3年4月	
三次市	市民課	0824-62-6134	令和3年4月	
庄原市	保健医療課	0824-73-1155	令和3年4月	
大竹市	保健医療課	0827-59-2141	令和3年4月	
東広島市	障害福祉課	082-420-0180	令和3年8月	
廿日市市	保険課	0829-30-9160	令和3年4月	
安芸高田市	保険医療課	0826-42-5619	令和3年4月	
江田島市	社会福祉課	0823-43-1638	令和3年4月	
府中町	福祉課	082-286-3161	令和3年4月	
海田町	社会福祉課	082-823-9207	令和3年8月	
熊野町	社会福祉課	082-820-5635	令和3年4月	
坂町	民生課	082-820-1505	令和3年4月	
安芸太田町	住民生活課	0826-28-2116	令和3年4月	
北広島町	町民課	050-5812-1854	令和3年4月	
大崎上島町	保健衛生課	0846-62-0330	令和3年4月	
世羅町	健康保険課	0847-25-0134	令和3年8月	
神石高原町	保健福祉課	0847-89-3335	令和3年4月	

県の問い合わせ先

広島県障害者支援課	自立就労グループ	082-513-3155
-----------	----------	--------------